

輸出管理社内規程 政策と手法

Implementation of Internal Compliance Program (ICP)

經濟部國際貿易局

貿易安全管理チーム

2011年10月19日 1



アウトライン

- メーカーのICP確立をサポート
 - ICPの定義
 - 輸出管理社内規程 (ICP) のウェブサイトを設置
- ICPの十大要件
 - 管理要件
 - スクリーニング要件
- ICPの優遇措置
 - ICPメーカー
 - 現在の規定および将来的な計画
 - ICPの今後の展望



メーカーのICP確立をサポート

➤ ICPの定義

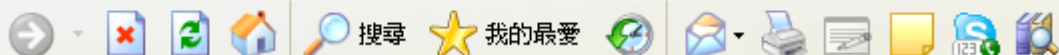
➤ ICPのウェブサイトを設置—
2009年10月設置



ICPの定義

ICPは、輸出管理社内規程 (Internal Control Program) の略称であり、メーカーが自主的な輸出管理を行う際に採用するよう推奨している制度である。

- ◆社内体制を整備し、自ら製品輸出を管理する。
- ◆「顧客の引き合い」から「オーダー処理」、「会計作業」、「出荷」まで一連の検査とスクリーニングを自ら行い、企業の輸出手続き全体の管理を行うとともに、企業内部の各部門に明確な管理手順を用意し、遵守する(SOP手順)。
- ◆目的:
 - ◆その製品を武器拡散リスクを有する対象に誤って輸出することを避ける。
 - ◆輸出で行う各種決定がいずれも政府の輸出規制の規定に適合することを保証する。



p://cweb.trade.gov.tw/mp.asp?mp=1



國際貿易局 經貿資訊網
BUREAU OF FOREIGN TRADE

回首頁 網站導覽 局長信箱 English 廠商版 PDA

資訊分類檢索 請輸入關鍵字

瀏覽人數：19810680

重大政策 就業資訊 WTO 貿易推廣 大陸物品進口 PTA專區

更新日期：2011年9月24日



經貿主題

查詢系統服務
請選擇查詢系統項目

關於ECFA效益不如預期之說明



本(9月12)日經濟日報社論「ECFA周年評：效益不如預期」，對於ECFA簽署一年來之成效大致持肯定之看法，惟對於政府亦有一些期許，經濟部特就部分內容予以補充說明。

誠如該社論所言，ECFA對台灣經濟的效益，直接

表現在早收清單貨品的

完整報導... | 更多專題報導...

最新消息



メーカーのICP確立をサポート

經貿資訊

- 統計及關稅
- 外貿情勢
- 雙邊經貿
- 大陸經貿
- 對台貿易障礙
- 重要經貿議題

貿易服務

- 貿易法規
- 貨品輸出入規定
- 績優廠商名錄
- 廠商登記
- 貿易便捷化
- 原產地證明書
- 加工證明書
- 瀕臨絕種動植物管理
- 戰略性高科技貨品

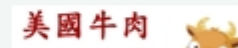
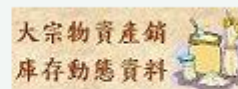
社内管理規程 (ICP)

線上申辦

- 廠商登記線上申辦
- 輸出入電子簽證
- 原產地證明書線上作業

訂閱最新消息 訂閱

專題報導





ICPの実施手順:

手順1: ICPを理解する

- まずICPの目的と枠組みを理解する。
- ICPの重要性を解説
- ICPの10項目の要件



7項目の管理要件:

- ・企業上層部の方針声明と監督
- ・権限と責任の区分
- ・文書記録
- ・研修プラン
- ・届出手続き
- ・オーダー処理システム
- ・内部監査

3項目のスクリーニング要件:

- ・取引拒否リストのフィルタリング (輸出規制エンティティリストによるスクリーニング)
- ・製品分類スクリーニング
- ・製品の誤用を予防するためのスクリーニング (赤色警戒スクリーニング)



ICPの実施手順:

手順 2: ICPハンドブックの作成

- ・ ハンドブックを作成し、ICPを実行するための会社の方針と手続きをリストアップする。
- ・ ICPウェブサイトの内容に従えば、分かりやすく完全な方針および手続きのハンドブックを作成し、会社の輸出規制方針を定めるとともに、各種輸出規制手続きの段階別の指示を提供することができる。





ICPの実施手順:

手順 3: ICPの実施

- ・ 社内でICPを実施する。ウェブサイトの手順の内容に基づき、適用するすべての手続きを完了させる。
- ・ ウェブサイトは各種範例、ツールおよび内部チェックリストを提供しており、企業のICP実施をサポートする。





ICPの10大要件

管理要件

- ・ 企業上層部の方針声明と監督
- ・ 権限と責任の区分
- ・ 文書記録
- ・ 研修プラン
- ・ 届出手続き
- ・ オーダー処理システム
- ・ 内部監査

スクリーニング要件

- ・ 取引拒否リストのフィルタリング(輸出規制エンティティリストによるスクリーニング)
- ・ 製品の誤用を予防するためのスクリーニング(赤色警戒スクリーニング)
- ・ 製品分類スクリーニング



ICP管理要件

1. 企業上層部の方針声明と監督
2. 権限と責任の区分
3. 文書記録
4. 研修プラン
5. 届出手続き
6. オーダー処理システム
7. 内部監査



ICP管理要件 1-方針声明

- ・ 誰が企業方針声明を制定・公布するのか？
 - 上層部、十分なリソース、遵守、新たな法規や企業方針に注意し、少なくとも毎年更新し、改めて公告する。
- ・ 政策声明の内容？
 - 政府の決まりを遵守し、慎重に取引を行い、輸出業務の管理人員が全面的に責を負い、違反した従業員を罰する。
- ・ どの部署に配布するのか？
 - 全従業員または関係部署



ICP管理要件 2-権限と責任の区分-1

実施方法

- 組織機構図で業務ごとに輸出規制担当者が任命されていることを確認する(従業員の異動などの状況に対応するため職務代行者を含める)。
- 担当者とその担当業務をリストアップして記録し、**ICP**ハンドブックに掲載する。
- 内部管理チームの役割分担表を全関係者に配布する。



組織機構図

職務担当者と職名	連絡先の電話、ファックス、電子メール	職務の内容	職務代行者の氏名、電話、ファックスおよび電子メール
[輸出業務管理マネージャー]		[輸出に関係する全業務の監督に責を負う]	
[オーダー受付部門の主管者]		[発注書、最終需要者および最終用途をすべて確認する]	
[シニアエンジニア]		技術分類に責を負う	
[監査員]		[社内の輸出管理方針をチェックする]	



ICP管理要件 3-文書記録



・重要性

- 手続きが輸出規定までを含むことを説明し、証明する。
- 政府当局に提供する。
- 社内監査の実施にプラスとなる。

・保存する書類の種類

- 管理書類：法規、方針説明書、**ICP**ハンドブック、取引拒否リスト、製品分類データベース、研修記録、監査報告書
- 取引書類：輸出許可証、輸出通関書類、船荷証券、発注書、契約書、信用状…
- その他書類

・保存期間-少なくとも**5年**



ICP管理要件 4-研修プラン



目的:

- 新旧従業員に現在の輸出規制の作業、手続き、企業方針、製品と政府法規の変動を把握させる。

対象:

- 一般の従業員の就業前および実地研修、上層部の研修

手順:

- 1.研修の責任の帰属
- 2.研修の予定スケジュール
- 3.テーマの決定
- 4.研修方式の決定
- 5.研修活動の記録



ICP管理要件 5-届出手続き

- ・ 届出の目的
 - 輸出取引の性質に疑義が生じた、あるいは疑わしい輸出活動があった場合、関係者に届け出て処理することができる。
- ・ 届出の必要条件
 - 万全の届出手続きを確立する。
 - 届出先および担当主管者を任命する。
- ・ 届出の手続き
 - 指定された責任者に通知する(例:輸出規制マネージャー)。
 - そのほかの関係する業務活動を停止する。
 - 必要であれば、法務の支援を要請する。
 - 事故を調査する。
 - 関係部署に通知する。
 - 届出の手続きについて、従業員に伝達し、説明する。
 - 事故調査の手順を制定し、管理する。



ICP管理要件 6-オーダー処理システム-1

オーダー処理手続きとチェック体制

1. **見積／取引ファイルの作成**: 見積の承認後、発注書ごとに取引ファイルを作成する。関係書類(たとえば見積書、契約書、購買注文書、信用状)は、いずれも取引ファイル中に保存する。
2. **製品の最終用途を記録する**: 輸出許可を申請する必要があるかどうかは、製品の最終用途によって決まる。見積の手続きにおいては、最終需要者や業務代表者との間の通信記録を記録し、製品の最終用途を把握する。
3. **製品の誤用を予防するためのスクリーニング**: 業務部門は、製品の誤用リスクの特性に基づき、顧客に対してスクリーニングを行い、製品が誤用される可能性がないか確認する。輸出規制管理マネージャーは、業務部門がこのスクリーニング手順を正しく完了することを保証する。
4. **取引拒否顧客リストのスクリーニング**: 国際的に公布されているブラックリストに顧客が掲載されていないかスクリーニングし、取引ファイル内に当該リストの更新日とスクリーニングの日付を記録する。スクリーニングの対象には、購入者、貨物運送の請負業者、輸送業者、宅配便、最終受取人、最終需要者、担当者、所在地を含む全データが含まれる。



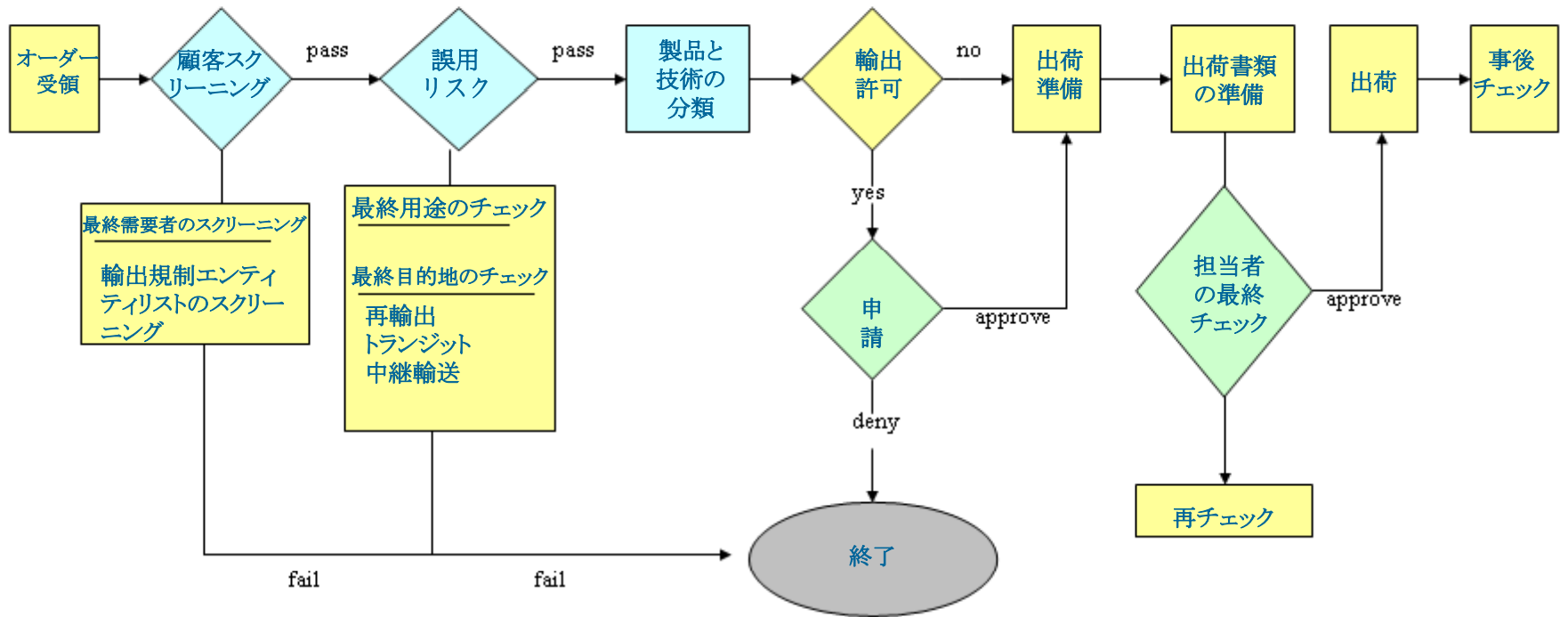
ICP管理要件 6- オーダ処理システム-2

5.輸出許可のスクリーニング: 製品が政府公告管理リストの項目に含まれている場合は、輸出許可を申請するものとする。製品規格を熟知しているエンジニアと輸出規制管理マネージャーが在庫データベース中の全製品について、分類を行って正確なECCN番号を付け、輸出許可を申請すべきか否かを確認する。

荷渡指図書: 輸出業務管理マネージャーが荷渡指図書を作成し、顧客情報、許可証番号/許可免除書類、製品分類コードを明記する。出荷部門は出荷に先立ち、輸出業務管理マネージャーに荷渡指図書を作成し、承認したかを確認しなければならない。

6.文書記録: 輸出業務マネージャーは、取引記録の写しを保存するものとする。たとえば見積書、購買注文書、売上伝票、輸出授權チェックリスト、荷渡指図書、請求書、輸出通関書類、船荷証券などである。

オーダー処理フローチャート





ICP管理要件 6- オーダー処理システム-3

非購買リストの処理手順を確立する

- ・ オーダー処理システム内にはない製品(たとえば**身につけて携帯する**、あるいは購入したものでない製品など)を輸出する場合は、オーダー処理システム外に処理手順を作成するものとする。たとえば**サンプル**の出国には、確認するための関係手順を用意しなければならない。
- ・ **技術**データ(技術機能や効能に言及した販売データを含む)の輸出も「オーダー処理」要件の一環であり、デリケートな内容、サービスまたはデータに関係する輸出は、いずれも処理手続きを定めなければならない。



ICP管理要件 7-内部監査

内部監査の基本的な任務

- ・ 監査員および監査報告書を受け付ける人員を任命する。
- ・ 監査モジュール(および技術)を確立する。
- ・ 監査スケジュールを定める。
- ・ 内部システムの監査報告書を作成する。



ICPスクリーニング要件

1. 取引拒否リストのフィルタリング (輸出規制エンティティリストによるスクリーニング)
2. 製品の誤用を予防するためのスクリーニング (赤色警戒スクリーニング)
3. **SHTC**輸出規制リストのスクリーニング



ICPスクリーニング要件 1-取引拒否リストのフィルタリング -1

1. 取引規制対象を選択するスクリーニングテクニック
顧客スクリーニング法 vs. 取引スクリーニング法
2. 新しい取引規制対象リストを取得し、保守・更新する
(輸出規制専任者**ECO**)
3. スクリーニングの実施
4. スクリーニング過程を記録する(時間、スクリーニング担当者、バージョン)
5. 問題発見時の行動手順(届出)



ICPスクリーニング要件 1-取引拒否リストのフィルタリング -2

顧客スクリーニング法の実施手順として以下を推奨する。

- ・ 取引している全顧客のリストまたはデータベースを構築する。
- ・ 顧客データベース、輸出規制顧客リスト、最新の改訂リストを照合する。企業の名称と担当者を詳しく照合する。
- ・ 取引対象が貴方の顧客データベースに存在しない場合、発注書を受け付ける前に審査を行わなければならない。新しい顧客が最新の輸出規制リスト上に存在しないことを確認した後でなければ、貴方の許可リストに加えてはならない。
- ・ 新たな顧客を顧客データベースに加える前に、最新の輸出規制エンティティリストを照合しなければならない。
- ・ 顧客リストに変動があった場合は、輸出管理責任に関係する全従業員に告知しなければならない。



ICPスクリーニング要件 1-取引拒否リストのフィルタリング -3

取引スクリーニング法の実施手順として以下を推奨する。

- ・ 発注書を受け取ったら、最新の輸出規制リストに基づき、発注会社の名称、担当者の名称を照合する(最終需要者の名称も可能な限り照合する)。
- ・ 輸出規制リストが更新されたら、処理する発注書、処理中の発注書、出荷済みの発注書を直ちに照合するものとする。
- ・ 輸出取引では、発注書を受け付ける前と出荷前にスクリーニングを行うものとする。オーダー処理の時間が1週間以上である場合は、より確実に照合を行うものとする。



ICPスクリーニング要件 1-取引拒否リストのフィルタリング -4

- ・ バッチ処理
 - バッチ処理ファイル(Comma Separated Value、略称CSV)は、Excelなど一般的な表計算ソフトで作成する。名前をつけて保存し、.csv形式を選び、以下の書式の決まりに適合させる。
 - ・ ヘッダは含めない。
 - ・ フィールドの順序:Transaction ID(取引 ID)、Name(名称)、Nationality(国籍)、Address(所在地)、Country(国)
 - ・ 各列には、当該フィールドの値が空白(null)であるとしても、同列の各フィールドのデータが含まれていなければならない。
 - ・ 各フィールドの入力値にカンマが含まれている場合は(たとえば住所中のカンマ)、ダブルクォーテーション(" ")で括ること。
 - ・ 国(Country)のフィールドには、カントリーコード(ISO Country Code)を使用し、国名は使用しないこと。

ICPスクリーニング要件 1-取引拒否リストのフィルタリング -5

バッチ処理例:

Transaction ID (取引ID),	Name (名称),	Nationality (国籍),	Address (所在地),	Country (国)
1,	"alex, goh",	US,	"1113 Beach Street, Arlington, VA",	US
1,	,"65 7TH STREET, DENMYR BUILDING LINDEN 2104",	,	,	,
2,	Jean Paul,	UK,	22 RUE DU 11 NOVEMBER 1918 PANTIN,	FR

URL: <http://icp.trade.gov.tw/content/view/17/122/>



ICPのスクリーニング要件 2-製品誤用リスクのスクリーニング -1

「製品の誤用リスク」とは何か？

- ・ 最終需要者はその製品をどのように利用するのか？
- ・ 武器拡散活動者は、さまざまなルートを通じて戦略的物資を取得する。輸出業者は「レッドフラグ」チェックリストを利用して識別する。



ICPのスクリーニング要件 2-製品誤用リスクのスクリーニング -2

実施方法

- ・ 製品の特性に基づいてリストアップする：
 - 一般製品の誤用リスクの特性リストを作成する。
 - 核兵器／ミサイル／化学兵器／生化学製品の誤用リスク特性リストを作成する。
- ・ 製品の誤用リスクの特性に基づいてスクリーニングを行う。
- ・ スクリーニングの時期：発注書の受け取り時、発注書の調整時、発注書の新たな情報を得た時
- ・ スクリーニング担当者：国際業務やオーダー処理手続きにかかわるすべての人員
- ・ スクリーニング結果を記録する。発注書ごとに個別に記録し、顧客ファイルにまとめて記載する。



ICPのスクリーニング要件 2-製品誤用リスクのスクリーニング-3

スクリーニングの重点

- ・ **最終用途と最終需要者をスクリーニング**
 - 製品を国内で用いるのか、輸出、再輸出するのか言葉を濁し、はっきりしない。
- ・ **最終受取目的地でスクリーニング**
 - 付加的な安全保全措置を備えているか？安全が厳しく規制された地域または軍事施設の近隣に設置されるか？
- ・ **出荷手続きをスクリーニング**
 - 納期が決まらない、納品目的地が通常と異なる、製品の最終受取人が貨物運送の請負業者である、輸送ルートがいつもと違う、製品の積送・包装方式の特殊な要求。
- ・ **販売条件をスクリーニング**
 - 不必要な設備を要求する、必要な設備を要求しない、保証や瑕疵担保、正常なサービスを要求しない、慣習的な設置研修やメンテナンスサービスを拒否する。

「レッドフラグ」チェックリスト-1

以下の「レッドフラグ」リストに照らして評価を行い、枠内に「×」を付けることでその案件における「レッドフラグ」を示します。

- 顧客およびその所在地が、政府が示す取引拒否／禁止メーカーリストのメーカーと似ている。
- 顧客または購入代理業者が、製品の最終用途についての情報を提供しようとしなない。
- 製品の機能が購入者の主要産業に一致しない。たとえば小規模なパン屋が精密なコンピュータを注文するなど。
- 注文した製品が輸送先の国の技術水準に一致しない。たとえば半導体製造設備を電子産業がまったくない国に輸送するなど。
- 製品の価格が非常に高価であり、通常の販売条件ではまず掛けで購入して後から支払うが、顧客が代金を進んで現金払いする。
- 顧客にほとんど、または完全に事業実績がない。
- 顧客が製品の効能特性を熟知していないにもかかわらず、当該製品の購入に固執している。
- 顧客が慣習的な設置、研修またはメンテナンスサービスを拒否する。

「レッドフラグ」チェックリスト-2

- 輸送日が確定しない、あるいは輸送先が目的地以外の場所である。
- 運送会社が製品を最終的に届ける目的地とされている。
- 輸送ルートが製品や目的地からして普通でない。
- 包装が輸送または目的地にそぐわない。
- 問題が発生した際、購買者の態度がはっきりせず、特に購入する製品を国内で使用するのか、輸出するのか、再輸出するのかについて口を濁している。
- 通常取引にもかかわらず信用状を使用する。*
- 顧客が市価を上回る価格を進んで支払う。
- 発注書を出した場所が製品の最終使用国以外の会社または個人である。*
- 包装と輸送方式が一致しない。過度の包装により検査を行うことができない。ラベルが変更された。*
- 包装の大きさ/重量と製品が一致しない。*
- 壊れ物、あるいはその他マークと製品が一致しない。*

*本項目は、特に税関の検査員に適用する。



スクリーニングの要件 **3-SHTC**輸出規制リストのスクリーニング

- EUのリストのスクリーニング
- イラン、北朝鮮向けの機微品目リストのスクリーニング

URL:

<http://icp.trade.gov.tw/content/view/17/122/>



ICPの優遇措置

- ICP認証メーカー
- 優遇措置の現在の規定および将来的な計画
- ICPの今後の展望



ICP認証メーカー

- ・ 現在のところICPメーカーは2社しかない
 - 徳州儀器(2010年承認)
 - 台湾三豊(2011年承認)
- ・ 申請してICPメーカーとなる利点:
 - 国際ルールを遵守することで企業イメージが向上
 - 政府との協力関係をアピール(Public-Private-Partnership)
 - SHTCの輸出申請で優遇措置が受けられる

ICP認証の優遇措置



		一般メーカー	現在ICPメーカーである	将来的にICPメーカーを目指している
輸出許可証の有効期限	規制国	6か月	6か月	6か月
	4大輸出規制国の対象国である	2年	2年	輸出許可証を申請する必要はなく、ICP承認証番号で輸出許可証を代替する。ICP承認証の有効期間は2年である。
	そのほかの国	6か月	2年	2年
分割使用		分割可能	分割可能	分割可能
1つの許可証を複数の目的に使用	規制国	適用しない	適用しない	適用しない
	4大輸出規制国の対象国である	適用しない	適用しない	事前審査を経て合格すれば、複数の特定製品の種類、特定の複数の国、特定の複数の輸入業者、特定の複数の最終需要者に使用することができる。
	そのほかの国	適用しない	適用しない	適用しない



ICPの今後の展望

ICP証認メーカーにさらなる優遇措置を提供

普及啓発カンファレンスの開催
メーカーのICP確立を奨励

政府がメーカーのICP構築を段階的に推進

- ・ハイテク産業メーカー
- ・輸出入実績上位100社
- ・SHTCの輸出申請数が多いメーカー
- ・ハイリスクのメーカー



プレゼンは以上です。
ご指導のほど、よろしく
お願いいたします。

經濟部國際貿易局

貿易安全管理チーム・サービス窓口

張添復 02-23977379

傅中美 02-23977492

林一奇 02-23977381

翁美蘭 02-23977393

游雅雯 02-23977369

劉淑汾 02-23977365